

特定福祉用具購入費支給申請及び住宅改修費支給申請 受領委任払取扱事業者届出に係る説明会のお知らせ

三木市介護保険居宅介護福祉用具購入費等受領委任払取扱届出事業者説明会の受講申込を、下記のとおり受け付けます。

説明会を受講されるには、別途申込が必要となりますので、受講申込書を三木市介護保険課へ提出願います。

※受講されない場合、届出は受理しません。

- 申込締切日 令和8年3月6日（金）17時まで
- 説明会日時 令和8年3月16日（月）
 - 14時～15時 特定福祉用具販売事業者
 - 15時～16時 住宅改修施工事業者

- 説明会会場 三木市役所2階 入札控室
- 申込方法 受講申込書を三木市ホームページからダウンロード又は介護保険課窓口にて受け取り、期限までに介護保険課窓口（FAX、郵送可）に提出してください。

《受領委任払とは？》

介護保険での特定福祉用具購入費、住宅改修費（介護予防を含む）の支給は、利用者がいったん費用の全額を支払い、その後に申請をして保険給付分の支払を受けるという、いわゆる「償還払」を原則としています。

一方、「受領委任払制度」は、利用者の特定福祉用具購入費、住宅改修費支払を初めから自己負担分で済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。三木市で受領委任払の対象となるのは、被保険者が市民税所得割を課されていない世帯に属する場合（税上の扶養者も含む）と生活保護受給者です。

なお、償還払での支給申請については受領委任払取扱の届出をされていない事業者でも施工請負（住宅改修）、販売（特定福祉用具）をしていただいても結構です。

問い合わせ先

〒673-0492 三木市上の丸町10-30
三木市役所介護保険課 認定給付係
TEL 0794-82-2000 内線（3531）
FAX 0794-89-2449